

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会(初めてクロスボウを所持しようとする方は初心者講習会、現在許可を受けてクロスボウを所持している方及び政令で定めるやむを得ない事情により更新を受けることができなかった方は経験者講習会)を次により開催します。

※ 受講申込書1枚に写真1枚を添えて、申請する方の住所地を管轄する警察署に申し込み下さい。  
申請する方の住所地を管轄する公安委員会が開催する講習会を受講することができます。

## 令和8年4月 開催日程一覧表

### ※ 申込受付期間 令和8年2月2日から講習会開催日の10日前まで

#### 1 クロスボウ初心者講習会

	開催日	開始時間	実施場所	実施部署
1	令和8年4月9日(木)	12時00分	旭川市1条通25丁目487番地の6 旭川方面本部3階大会議室	旭川方面本部 生活安全課
2	令和8年4月11日(土)	9時30分	函館市五稜郭町16番1号 函館方面本部分庁舎201会議室	函館方面本部 生活安全課

※ 受付は、開始時刻の約30分前から行います。

講習手数料（6,900円の北海道収入証紙）は、受講申込時に徴収します。  
会場は定員があることから、締切日前に受講申込みの受付を終了することがあります。

#### 2 クロスボウ経験者講習会

	開催日	開始時間	実施場所	実施部署
1	令和8年4月9日(木)	9時00分	旭川市1条通25丁目487番地の6 旭川方面本部3階大会議室	旭川方面本部 生活安全課
2	令和8年4月18日(土)	9時15分	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 聽聞室	警察本部保安課
3	令和8年4月19日(日)	9時30分	函館市五稜郭町16番1号 函館方面本部分庁舎201会議室	函館方面本部 生活安全課

※ 受付は、開始時刻の約15分前から行います。

講習手数料（3,000円の北海道収入証紙）は、受講申込時に徴収します。  
会場は定員があることから、締切日前に受講申込みの受付を終了することがあります。